

改正

令和4年3月15日告示第16号

すもと新生活スタートアップ支援事業補助金交付要綱

(趣旨)

第1条 この要綱は、洲本市補助金等交付規則（平成18年洲本市規則第52号。以下「交付規則」という。）第27条の規定に基づき、すもと新生活スタートアップ支援事業における補助金（以下「補助金」という。）の交付に関し必要な事項を定めるものとする。

(定義)

第2条 この要綱において「すもと新生活スタートアップ支援事業」とは、洲本市への移住及び定住を促進するため、移住世帯又は新婚世帯に対して、予算の範囲内において、新生活に伴い必要となる経費の一部の支援を行う事業をいう。

- 2 この要綱において「移住世帯」とは、洲本市、南あわじ市及び淡路市の区域以外の区域から洲本市の区域内に転入をした世帯主及び1以上の特定世帯員（世帯主の配偶者（婚姻の届出をしていないが、事実上婚姻関係と同様の事情にある者を含む。第4条第1項において同じ。）又は2親等内の親族をいう。）が属する世帯であって、当該世帯に属する者の全員が当該転入をした日前3年間において洲本市、南あわじ市及び淡路市の区域内に住所を有したことがないものをいう。
- 3 この要綱において「新婚世帯」とは、世帯主及びその配偶者その他世帯員から構成される世帯であって、当該世帯主とその配偶者の婚姻の日における年齢の合計が100歳を超えないものをいう。
- 4 前3項に規定するもののほか、この要綱において使用する用語は、戸籍法（昭和22年法律第224号）、住民基本台帳法（昭和24年法律第81号）及び交付規則において使用する用語の例による。

(補助対象者)

第3条 補助金の交付の対象となる者（以下「補助対象者」という。）は、移住世帯又は新婚世帯の世帯主であって、当該世帯に属する者の全員が次の各号のいずれにも該当する者とする。

- (1) 洲本市（以下単に「市」という。）に定住をする意思があること。
 - (2) 交付規則第13条第1項の規定による補助事業等の実績の報告を行う日において、市の区域内に住所を有していること。
- 2 前項の規定にかかわらず、次の各号のいずれかに該当する場合は、補助金の交付の対象としない。

- (1) 当該世帯の居住の用に供する住宅の購入をせず、又は当該住宅の賃借をしない場合
- (2) 当該世帯の居住の用に供する住宅を購入した場合にあっては、当該住宅の所有権の保存の登記をしていない場合
- (3) 補助事業等に関し、国又は地方公共団体から補助を受けている場合
- (4) 生活保護法（昭和25年法律第144号）による保護を受けている場合
- (5) 住民基本台帳法に違反している場合
- (6) 洲本市暴力団排除条例（平成25年洲本市条例第2号）第2条第2号に規定する暴力団員又は同条第3号に規定する暴力団密接関係者に該当する場合
- (7) 洲本市税等の滞納者に対する補助金等の交付の制限に関する規則（令和元年洲本市規則第1号。以下「制限規則」という。）第3条第1項に規定する市税等の滞納者に該当する場合（補助事業等の内容）

第4条 補助金の交付の対象とする経費（以下「補助対象経費」という。）及び補助金の交付の限度額（以下「補助限度額」という。）は、別表第1及び別表第2に掲げるとおりとする。ただし、公租公課及び補助対象者若しくはその配偶者又はこれらの者の属する世帯に属する者の4親等内の血族若しくは3親等内の姻族の関係にあり、又はあつた者に対して負担する費用は、補助対象経費に含まれないものとする。

2 補助金の額は、補助対象経費の合計額（当該額に1,000円未満の端数があるときはこれを切り捨てるものとし、当該額が補助限度額を超えるときは補助限度額とする。）とする。

（交付の申請）

第5条 補助金の交付を受けようとする補助対象者は、次の各号に掲げる区分に応じ、当該各号に定める日までに、交付規則第3条の規定による補助金の交付の申請をしなければならない。

- (1) 移住世帯 第2条第2項に規定する転入の日（以下「転入日」という。）から6か月を経過した日
- (2) 新婚世帯 第2条第3項に規定する婚姻の日（以下「婚姻日」という。）から6か月を経過した日

2 前項の申請は、補助金の交付を受けた日から5年以内に同日において当該世帯に属する者が洲本市の区域外に転出し、又は第3条第2項第3号又は第5号から第7号までに掲げる要件のいずれかを欠くに到った場合に市長の求めに応じて直ちに当該補助金を返還することを約した上で行わなければならない。

（市長が必要と認める書類）

第6条 交付規則第3条第3号及び第13条第1項に規定する市長が必要と認める書類は、別表第1及び別表第2に掲げる書類その他市長が必要と認める書類とする。

(軽微な変更)

第7条 交付規則第5条第1項第4号及び第10条第1項第1号に規定する市長が認める軽微な変更は、次に掲げるものとする。

(1) 補助事業等に要する経費の配分の変更であって、当該変更額が当該経費の配分額の2割以内のもの

(2) 補助事業等の内容の変更(経費を増額する場合を除く。)であって、当該変更額が当該補助事業等に要する経費の2割以内のもの

(書類等の保存期間)

第8条 補助事業者等は、交付規則第16条の規定により整備した書類、帳簿等を当該補助事業等が完了した年度の翌年度から起算して5年間保存しなければならない。

(交付決定の取消し)

第9条 市長は、補助事業者等又は補助金の交付を受けた日においてその世帯に属していた者が同日から5年以内に次の各号のいずれかに該当したと認めるとき(補助事業者等がこれらに該当しないことを証明したときを除く。)は、交付規則第17条第1項第4号に掲げる事由に該当したものとみなして、補助金の交付の決定の全部又は一部を取り消すことができる。

(1) 洲本市の区域外に転出したとき。

(2) 前号に掲げるもののほか、第3条第2項第3号又は第5号から第7号までに掲げる要件のいずれかを欠くに到ったとき。

(財産の処分制限)

第10条 交付規則第21条第1項第4号に規定する市長が指定する財産は、補助金の交付を受けて取得した自動車とする。

2 交付規則第21条第2項の規定により定める期間は、減価償却資産の耐用年数等に関する省令(昭和40年大蔵省令第15号)で定める耐用年数とする。

(補則)

第11条 この要綱に定めるもののほか、この要綱の施行に関し必要な事項は、市長が別に定める。

附 則

(施行期日)

1 この告示は、令和3年4月1日から施行する。

(洲本市新婚世帯住宅対策補助金等交付要綱等の廃止)

2 次に掲げる告示は、廃止する。

- (1) 洲本市新婚世帯住宅対策補助金等交付要綱 (平成25年洲本市告示第44号)
- (2) 洲本市転入世帯定住促進補助金等交付要綱 (平成25年洲本市告示第45号)
- (3) 洲本市通勤者交通費助成金交付要綱 (平成26年洲本市告示第44号)
- (4) 洲本市移住及び定住のための空き家入居支援事業補助金交付要綱 (平成27年洲本市告示第60号)

(洲本市新婚世帯住宅対策補助金等交付要綱の廃止に伴う経過措置)

3 この告示の施行の際現にこの告示による廃止前の洲本市新婚世帯住宅対策補助金等交付要綱第3条の規定に該当するものに対する同要綱第1条に規定する補助金等の交付その他の措置については、なお従前の例による。

(洲本市転入世帯定住促進補助金等交付要綱の廃止に伴う経過措置)

4 この告示の施行の際現にこの告示による廃止前の洲本市転入世帯定住促進補助金等交付要綱第3条の規定に該当するものに対する同要綱第1条に規定する補助金等の交付その他の措置については、なお従前の例による。

(洲本市通勤者交通費助成金交付要綱の廃止に伴う経過措置)

5 この告示の施行の際現にこの告示による廃止前の洲本市通勤者交通費助成金交付要綱第2条の規定に該当する者に対する同条に規定する助成金の交付その他の措置については、なお従前の例による。

(洲本市移住及び定住のための空き家入居支援事業補助金交付要綱の経過措置)

6 この告示の施行の際現にこの告示による廃止前の洲本市移住及び定住のための空き家入居支援事業補助金交付要綱第4条の規定に該当する者に対する同条に規定する補助金の交付その他の措置については、なお従前の例による。

(適用区分)

7 この告示は、この告示の施行の日以後に市の区域内に転入をした移住世帯又は婚姻の届出をした新婚世帯について適用する。

(この告示の失効)

8 この告示は、令和6年3月31日限り、その効力を失う。ただし、同日までに行われた交付規則第4条の規定による補助金の交付の決定に係る事案については、同日後もなおその効力を有する。

附 則 (令和4年3月15日告示第16号)

(施行期日)

- 1 この告示は、令和4年4月1日から施行する。

(経過措置)

- 2 この告示による改正後のすもと新生活スタートアップ支援事業補助金交付要綱の規定は、この告示の施行の日以後に市の区域内に転入をする移住世帯又は婚姻の届出をする新婚世帯について適用し、同日前に市の区域内に転入をした移住世帯又は婚姻の届出をした新婚世帯については、なお従前の例による。

別表第1 (第4条、第6条関係)

移住世帯の補助事業等の内容

区分	内容
1 補助対象経費	<p>転入日前6か月に当たる日から転入日後1年を経過する日までの間に世帯主又は当該世帯に属する者が負担した次に掲げる費用とする。</p> <p>(1) 住宅に関する次に掲げるいずれかの費用</p> <p>ア 世帯主及び当該世帯に属する者の居住の用に供する住宅及びその敷地の取得に要する土地購入費、工事請負費、家屋購入費その他の費用で市長が適当と認めるもの（世帯主又は当該世帯に属する者が単独で所有し、又は2分の1以上の共有持分を有することとなる場合における費用に限る。）</p> <p>イ 世帯主及び当該世帯に属する者の居住の用に供する住宅の賃借に要する仲介手数料、敷金、礼金、賃料、共益費その他の費用で市長が適当と認めるもの</p> <p>(2) 前号ア又はイに掲げる住宅への引越運送及びこれに附帯する荷造り、不要品等の処理の要する運賃、料金その他の費用で市長が適当と認めるもの</p> <p>(3) 世帯主又は当該世帯に属する者の使用に供する自動車の取得に要する売買代金その他の費用で市長が適当と認めるもの</p>
2 補助限度額	<p>次の各号に掲げる場合に応じ、当該各号に定める額とする。ただし、第1号から第3号までの規定のいずれかに該当する場合で、当該世帯に属する者に15歳に達する日以後の最初の3月31日までの間にある子があ</p>

	<p>るときは、3人を上限として、当該子1人につき30万円を第1号から第3号までに掲げる額にそれぞれ加算する。</p> <p>(1) 新築住宅を取得する場合 210万円</p> <p>(2) 中古住宅（その取得日において、空き家バンクに登録されている期間が引き続き3か月以上にわたるものに限る。）を取得する場合 150万円</p> <p>(3) 中古住宅（その取得日において、空き家バンクに登録されている期間が引き続き3か月以上にわたるものを除く。）を取得する場合 130万円</p> <p>(4) 住宅の賃借をする場合 60万円</p>
<p>3 交付規則第3条 第3号に規定する 市長が必要と認め る書類</p>	<p>次に掲げる書類とする。</p> <p>(1) 世帯主及び当該世帯に属する者の全員の戸籍の附票の写し</p> <p>(2) 世帯主及び当該世帯に属する者の全員の住民票の写し</p> <p>(3) 誓約書兼同意書（別記様式）</p> <p>(4) 補助対象経費に係る見積書（補助対象経費の内訳が確認できるに限る。）</p> <p>(5) 第1項第1号アに掲げる住宅の工事請負契約書若しくは売買契約書又は同号イに掲げる住宅の賃貸借契約書の案の写し</p> <p>(6) 第1項第1号ア又はイに掲げる住宅の平面図及び位置図の写し</p> <p>(7) 第1項第3号に掲げる経費を負担する場合には、同号に掲げる自動車の仕様、性能、主要諸元等を記載した印刷物の写し</p>
<p>4 交付規則第13条 第1項に規定する 市長が必要と認め る書類</p>	<p>次に掲げる書類とする。</p> <p>(1) 世帯主及び当該世帯に属する者の全員の住民票の写し</p> <p>(2) 補助対象経費に係る領収書（補助対象経費の内訳が確認できるに限る。）</p> <p>(3) 第1項第1号アに掲げる住宅の工事請負契約書若しくは売買契約書又は同号イに掲げる住宅の賃貸借契約書の写し</p> <p>(4) 第1項第1号アに掲げる経費を負担した場合には、建物及びその敷地の登記事項証明書（全部事項証明書に限る。閉鎖登記記録がある</p>

	<p>場合には、全部事項証明書及び閉鎖登記記録に係る登記事項証明書（全部事項証明書に限る。））</p> <p>(5) 第1項第3号に掲げる経費を負担した場合には、同号に掲げる自動車の売買契約書の写し</p>
--	---

備考 この表において、次の各号の用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

- (1) 住宅 居住の用に供される建物をいう。ただし、併用住宅（居住の用に供される部分と事業の用に供される部分とが結合されている建物をいう。）にあつては、専ら人の居住の用に供される部分に限る。
- (2) 新築住宅 不動産登記法（平成16年法律第123号）第47条第1項に規定する新築した建物又は表題登記がない建物（新築の日から1か月を経過していないものに限る。）に該当する住宅をいう。
- (3) 中古住宅 新築住宅以外の住宅をいう。
- (4) 空き家バンク 洲本市空き家バンク設置要綱（平成24年洲本市告示第58号）第1条に規定する空き家バンクをいう。

別表第2（第4条、第6条関係）

新婚世帯の補助事業等の内容

区分	内容
1 補助対象経費	婚姻日前6か月に当たる日から婚姻日後1年を経過する日までの間に世帯主及び当該世帯に属する者が負担した別表第1第1項第1号から第3号までに掲げる費用とする。
2 補助限度額	60万円とする。
3 交付規則第3条第3号に規定する市長が必要と認める書類	次に掲げる書類とする。 (1) 世帯主及び当該世帯に属する者の全員の戸籍の謄本 (2) 別表第1第3項第2号から第7号までに掲げる書類
4 交付規則第13条第1項に規定する市長が必要と認める書類	別表第1第4項各号に掲げる書類とする。

別記様式（第6条関係）

誓約書兼同意書

年 月 日

洲本市長 様

私たちは、すもと新生活スタートアップ支援事業における補助金（以下「補助金」という。）の交付の申請に当たり、下記に掲げる事項について、誓約し、及び同意します。

記

1 誓約事項

- (1) 洲本市に定住する意思を有すること。
- (2) 次に掲げる事由のいずれにも該当しないこと。
 - ア 補助金の交付の対象となる事務又は事業に関し、国又は地方公共団体から補助を受けた者
 - イ 生活保護法による保護を受けている者
 - ウ 住民基本台帳法に違反している者
 - エ 洲本市暴力団排除条例第2条第2号に規定する暴力団員又は同条第3号に規定する暴力団密接関係者に該当する者
 - オ 洲本市税等の滞納者に対する補助金等の交付の制限に関する規則第3条第1項に規定する市税等の滞納者に該当する者
- (3) 洲本市補助金等交付規則及びすもと新生活スタートアップ支援事業補助金交付要綱の規定に従うこと。
- (4) 前号の規定に違反した場合又は補助金の交付を受けた日の翌日から起算して5年を経過する日までの間に、洲本市の区域外に転出し、若しくは第2号（イを除く。）に掲げる事由のいずれかに該当した場合は、市長の命令に応じて直ちに当該補助金の全額を返還すること。

2 同意事項

補助金の交付の決定又は返還の命令に関する判断その他すもと新生活スタートアップ支援事業の実施に関し必要な事項を調査するため、洲本市の職員が洲本市の機関が保有する情報を利用し、又は公務所若しくは公私の団体に照会して必要な事項の報告を求めること。

（上記の誓約及び同意をする者）

住 所		住 所	
氏 名	㊦	氏 名	㊦
生年月日		生年月日	
住 所		住 所	
氏 名	㊦	氏 名	㊦
生年月日		生年月日	
住 所		住 所	
氏 名	㊦	氏 名	㊦
生年月日		生年月日	

注 補助金の申請に当たっては、移住世帯又は新婚世帯に属する世帯員全員の誓約及び同意が必要です。